

（「京都市立学校の非常勤講師」として働きながら、大学院で学ぶことができるしくみ）

大学院での学びと学校現場での実践の両立

立命館大学教職大学院に在学する大学院生が、京都市立学校における非常勤講師として勤務しながら、大学院での学びとを両立できるしくみを、京都市教育委員会と連携し2023年4月から開始した。

大学院の学修に支障のない勤務

教職大学院の授業出席に支障のない時間で勤務を行い、専門実習（1年次3週間・2年次7週間）も、勤務校である京都市立学校で実施することができる。

収入を得ながら学修することが可能

非常勤講師として勤務し実際の教育現場で経験を積みながら、「理論と実践の往還」による学びを実現しつつ、一定の収入を得ることができ、教職大学院での学修や研究活動を継続的に支えることが可能となる。

留意事項

- ・ 非常勤講師の勤務は午前中が基本となり週15時間程度が目安となる。
 - ※教職研究科の授業時間割は4時限～6時限（14：40～20：00）が中心。
- ・ 教職研究科修了後に京都市立学校教員として勤務することを望んでいる等の条件を満たす必要がある。
- ・ 非常勤講師の任用にあたっては、京都市教育委員会による面接選考がある。
 - ※応募者が任用を希望する校種・教科によっては任用されない場合がある。